

## 川崎市教育委員会職員通報制度等に関する事務手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市教育委員会職員通報制度等に関する要綱（以下「要綱」という。）第15条に規定する職員通報制度等の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(通報窓口における通報書の処理)

第2条 要綱第3条に規定する通報窓口（以下「職員通報窓口」という。）は、受けた職員通報が他の任命権者が処理する事が適切な通報事実に係るものである場合にあっては第1号様式により当該他の任命権者の通報窓口に通報書を回付する。この場合において、職員通報窓口は回付について通報者の意向をあらかじめ確認するものとする。

2 職員通報窓口は、前項に掲げる処理をしたときは、通報書を回付した先の通報窓口にも、当該通報書の処理結果に関する報告を求めるものとする。

3 職員通報窓口は、通報書を受けたときは、その通報書を収受文書として登録する。その際、通報書に封皮がある場合は、その封皮に受付印（日付印）を押すものとする。

(処理方針の決定等)

第3条 職員通報窓口は、前条第3項の登録をしたときは、直ちに、通報されている通報事実の事前調査の要否、必要とする調査期間その他の通報書の処理に関する方針を決定し、必要に応じ、参考供覧に付すものとする。

(通報事実の事前調査)

第4条 職員通報窓口は、通報書の処理の事前調査として、通報者に、必要に応じ、資料の提供を求め、不明な点について確認するなどし、通報されている通報事実の状況並びに調査すべき対象及び事柄を明確にするものとする。

(通報者への通知)

第5条 職員通報窓口は、前条の事前調査を終了したときは、要綱第8条に規定する通知について必要な事務処理を行うものとする。

2 職員通報窓口は、前項の事務処理による通知を、通報書を受けた日から起算して15日以内に行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、職員通報窓口は、特別な理由があるときは、第1項の事務処理による通知を、前項の期間を超えて行うことができる。この場合において、職員通報窓口は、あらかじめ通報者にその理由及び通知する予定の日を告知しておかなければ

ならない。

(通報事実の調査等の依頼)

第6条 職員通報窓口は、第4条の事前調査を終了したときは、第2号様式により通報事実が行われ、若しくは行われようとしている機関を所管する部課又は部課に相当する組織(以下「事業所管部課」という。)の長に対して発する要綱第9条に規定する調査等の依頼について必要な事務処理を行うものとする。

2 職員通報窓口は、前項の事務処理として通報書の写しを添付するときは、通報者が特定され得る箇所を消除するなどし、関係書類から通報者を知り得ないようにするものとする。

(事業所管部課における処理担当者)

第7条 事業所管部課の長(事業所管部課の長が事案に関与しているなど必要と認める場合は、教育長が指名する職員等とする。以下「事業所管部課長等」という。)は、要綱第9条に規定する調査、要綱第10条に規定する是正措置等について処理するものとする。

(通報事実の調査)

第8条 事業所管部課長等は、あらかじめ、職員通報窓口と連携し、調査に必要な期間及び従事する職員、調査対象とする職員等の範囲その他実態調査に必要な事項を決定のうえ、調査を行うものとする。

(通報者を特定する行為の禁止)

第9条 事業所管部課及び職員等は、特に必要と認められる場合を除いて、通報者を特定する行為をしてはならない。

(是正措置)

第10条 事業所管部課は、調査を終了し、当該通報事実が現に行われ、又は行われようとしていたときは、直ちに是正措置を講じるものとする。

(事業所管局の報告)

第11条 事業所管部課長等は、調査を終了し、及び是正措置を講じたときは、当該事業所管局の長が第3号様式により教育長に対して発する調査結果等の報告について必要な事務処理を行うものとする。

(結果通知等)

第12条 職員通報窓口は、通報書に係る前条の報告を受けたときは、要綱第11条に規定する通知について必要な事務処理を行うものとする。

2 職員通報窓口は、通報書に係る前条の報告を受け、事業所管部課が是正措置を講じた

場合は、その是正措置に関する確認を行い、必要と認める場合には、是正措置その他改善を行うよう事業所管部課長に依頼するものとする。

(通報者の相談等)

第12条の2 職員通報窓口は、通報者からの不利益な取扱いに係る相談を受けるものとする。

2 職員通報窓口は、通報対応の終了後、通報者へ不利益な取扱いの確認を行い、必要と認める場合には是正措置その他改善を行うよう事業所管部課の長に依頼するものとする。

(公表)

第13条 要綱第12条の規定による公表は、次の事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。

- (1) 通報件数の総数
- (2) 受理件数
- (3) 調査に着手した件数
- (4) 是正措置等を講じた件数

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる事項がいずれも0件の場合は、登載を省略することができる。

(行政機関通報としての処理)

第14条 職員通報窓口が受けた職員通報が行政機関通報として処理する事が適切な通報事実に係るものである場合は、この要領の規定にかかわらず、川崎市教育委員会所管の行政機関通報になされる公益通報の処理等に関する要綱の規定に準じて処理するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。